

平成30年度
篠山市ふるさと創生奨学金（貸与制度）
奨学生を募集します《第2次募集》
～複数年の申請も可能です～

趣 旨

篠山市では、向学心に燃え、ふるさとに誇りをもち、地域社会に貢献できる人材を育成するため、進学を希望するにもかかわらず経済的理由等により修学が困難な生徒に対し、篠山市ふるさと創生奨学金を貸与します。

応募条件

応募できる条件は、次のとおりです。（全てを満たしていること）

(1) 学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学している方。

(2) 篠山市に居住している方。

(3) 経済的理由により修学が困難と認められる方。

※平成29年所得等の調査を申請後に行います。予めご了承ください。

(4) 責任を持って返済できる方。

奨学金の貸与額など

奨学金の貸与額及び貸与方法は、生徒1人について次のとおりとします。

なお、第2次募集の貸与期間は12月からとします。

区 分		奨 学 金
高 等 学 校 特別支援学校高等部 高 等 専 門 学 校	国公立	月額 10,000円
専 修 学 校 各 種 学 校	私 立	月額 20,000円

※平成30年度分については、1月に4ヶ月分を貸与します。

※貸与月は変更する場合があります。

※奨学金は奨学生本人名義の銀行口座へ振り込みます。

申請書等の提出

奨学金を希望する方は、添付の「篠山市ふるさと創生奨学金貸与申請書（様式第1号）」に「篠山市ふるさと創生奨学生推薦調書（同第2号）」を添えて提出してください。（郵送可）

なお、申請書は必ず本人が記入してください。

裏面に続く

申請にあたっての注意事項

本制度は、奨学金を希望する方(生徒本人)の意思により申請をしていただくものです。

貸与が決定した方については、平成31年1月に開催する「奨学金制度説明会(個別説明会)」に出席していただきます。(保護者同伴可)

なお、複数年の申請(在学期間中において貸与を希望する期間を自ら設定すること)も可能ですが、上記説明会には毎年度出席いただきます。

応募受付期間

平成30年11月1日(木)から平成30年11月30日(金)午後5時15分までです。

審査、通知等

世帯全員の前年所得等を調査(世帯全員の収入の総額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例に基づいた表の年額のおおむね1.7倍以下である世帯)した上で、「篠山市ふるさと創生奨学金審議会」に諮り、結果を申請者に通知します。なお、結果通知は12月末頃になる予定です。

保証人

奨学生に決定したのち、保証人を2人立てていただきます。1名は独立の生計を営む者、もう1名は奨学生の法定代理人となります。(添付書類として、独立の生計を営む者の印鑑証明書と所得証明書、また法定代理人の印鑑証明書が必要になります。なお、複数年の申請の場合、所得証明書については毎年度提出いただきます。)

奨学金の返済

返済義務は、奨学生本人に発生します。貸与した奨学金(無利息)は、返済計画書(貸与決定後に本人が作成)により、年賦又は半年賦で、卒業後10年以内に返済していただきます。

但し、在学中及び大学等の上級学校に進学された期間は猶予します。

その他

その他の事項は、篠山市ふるさと創生奨学金貸与規則の定めるところによりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【申込み・問い合わせ先】

〒669-2397 篠山市北新町41

篠山市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 079-552-5709 FAX 079-552-8015

<http://edu.city.sasayama.hyogo.jp/kyo-somu/index.html>

E-mail kyoikusomu_div@city.sasayama.hyogo.jp